

5. 犯罪被害者支援業務



5-1 令和5年度における業務の概況

(1) 犯罪被害者支援業務におけるアクセス状況

令和5年度は、被害者等からの問合せ件数（コールセンターに設置している犯罪被害者支援ダイヤル（5-3（1）参照）への問合せ件数（資料5-6参照）と、地方事務所（5-3（2）参照）への問合せ件数（資料5-10）の合計）が業務開始以来最も多くなった。これは、犯罪被害者支援に関連する各種法改正の影響や、法テラスのWebページや各種刊行物による制度周知活動によるものと考えている。なお、資料5-1は、犯罪被害者支援ダイヤルにたどり着きやすくするために令和4年1月31日に設けた犯罪被害者支援専用Webページであり、ポスターやリーフレット等に2次元コードを掲載して同ページへ誘導している。

資料 5-1 法テラス犯罪被害者支援専用 Web ページ

誰にも言えない犯罪被害のこど…
法テラスの
犯罪被害者支援ダイヤルに
お話ししてみませんか？

0120-079714
※こちらからページ全体を御覧いただけます。

専用Webページ
トップ画像

(2) DV等被害者法律相談援助業務の状況

DV等被害者法律相談援助（5-4参照）では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正などにより、DV等被害に対する認知や各種援助制度の周知が進んだことにより、制度開始以来最も多い相談件数となった。

DV等被害者法律相談援助の法律相談類型のうち児童虐待については、虐待を受けた18歳未満の児童本人が利用を申し出る必要があることから、児童に対しての制度周知が重要となるため、令和元年度から児童向けに分かりやすく説明したポスター及びポケットカード（資料5-2参照）の作成・配布に努めているところ、令和5年度においては、小中学校及び公立図書館等約11,000施設へ配布して掲示を依頼した。

(3) 制度周知の状況

犯罪被害者支援に関する各種ポスター及びリーフレットの刊行（資料5-3）、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画（資料5-4）の配信などを行っている。児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画については、引き続きYouTubeの法テラス（公式）チャンネルへ掲載するとともに動画広告として配信しており、令和5年度までの総再生回数は約212万回となった。

資料 5-2 児童向けポスター及びポケットカード



資料 5-3 犯罪被害者支援ポスター（リーフレットは「法テラスの刊行物」174ページ参照）



一般の方向けポスター

被害にあわれた方向けポスター

資料 5-4 制度周知用アニメーション動画



公式YouTube



※こちらから動画を御覧いただけます。

(4) 研修の実施

令和5年度においては、性犯罪・性暴力被害者に対する支援をより適切に行うため、全国の担当職員が内閣府主催のオンライン研修を受講した。

また、児童虐待の被害者対応を適切に行うため、外部（NPO法人）講師による被虐待児への初期対応技術に関する研修を3回実施した。

その他にも、ロールプレイ方式による内部研修の実施や、関係機関が開催する研修へ参加して、二次的被害の防止に努めるなど、職員が業務において必要となる知識やスキルを習得するなどして対応能力の向上に取り組んだ。

5-2 業務の概要

法テラスが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方や御家族の方などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行うものである。

- (ア) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次ぎ等）
- (イ) 刑事手続の仕組みや、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度に関する情報の提供
- (ウ) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
- (エ) DV等被害者法律相談援助業務
- (オ) 被害者国選弁護関連業務
- (カ) 被害者参加旅費等支給業務

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、資料5-5に記載の弁護士費用等に関する援助制度を利用することができる。

資料 5-5 犯罪被害者支援業務の流れ



5-3 犯罪被害者支援に関する情報の提供等

(1) 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターには、一般ダイヤル（サポートダイヤル）の電話番号のほか、犯罪被害にあわれた方や御家族の方のための専用ダイヤル「犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（なくことないよ）」を設けている。犯罪被害者支援の研修を受けた担当者が、二次的被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っている。

ア 問合せ件数

犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ件数の推移は、資料5-6のとおりである。令和4年4月1日からフリーダイヤルを導入したことや、性犯罪やDV等の犯罪被害に関する法改正が相次ぎ、被害者支援についての認知度が向上したこともあり、令和5年度は、平成18年の業務開始以来最も多かった令和4年度をさらに上回り、前年度比11.8%増の23,363件となった。

資料 5-6 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ件数の推移



【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和5年度末の問合せ件数(累計)

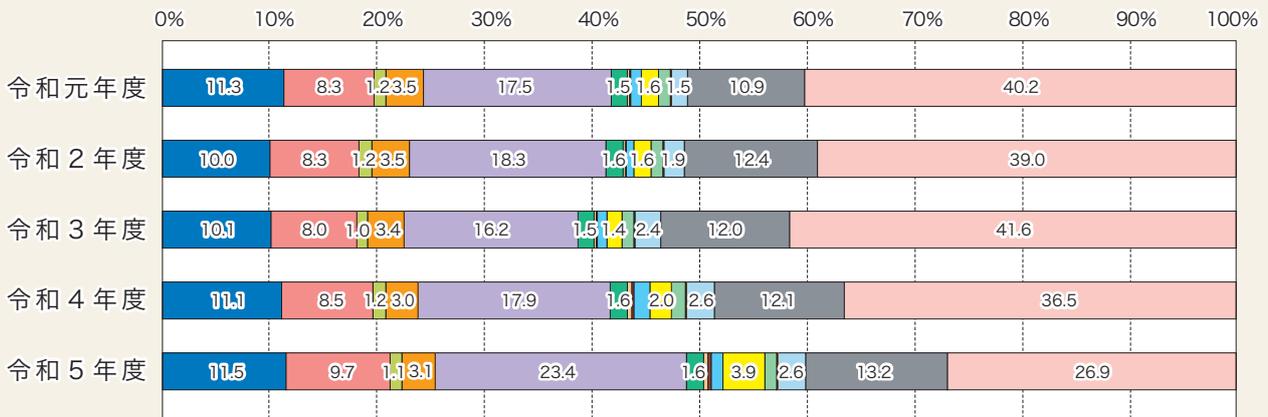
犯罪被害者支援ダイヤル (件数)	228,201 件
------------------	-----------

イ 問合せ内容

令和5年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける問合せ分野別内訳は、資料5-7のとおりである。

DVに関する問合せが最も大きな割合を占め、次いで刑事手続・犯罪の成否等に関する問合せ、生命・身体犯被害に関する問合せと続いた。

資料5-7 犯罪被害者支援ダイヤル問合せ分野別内訳の推移



■ 生命・身体犯被害	■ 性被害	■ 交通犯罪	■ ストーカー
■ DV	■ 児童虐待	■ 高齢者虐待	■ 障がい者虐待
■ いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	■ いじめ・嫌がらせ(職場)	■ セクシャル・ハラスメント	■ 民事介入暴力
■ 名譽毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	■ 刑事手続・犯罪の成否等	■ その他(消費者被害等)	

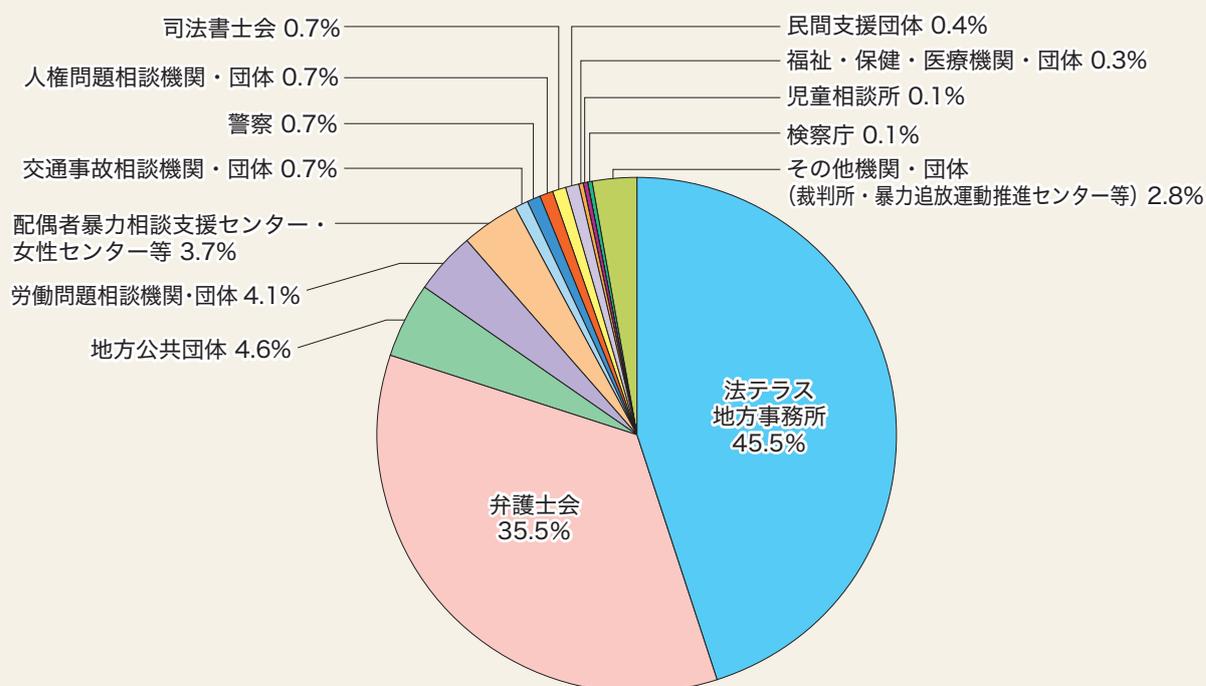
被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名譽毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	刑事手続・犯罪の成否等	その他(消費者被害等)
令和元年度	11.3%	8.3%	1.2%	3.5%	17.5%	1.5%	0.2%	0.1%	1.0%	1.6%	1.1%	0.1%	1.5%	10.9%	40.2%
令和2年度	10.0%	8.3%	1.2%	3.5%	18.3%	1.6%	0.2%	0.1%	0.7%	1.6%	1.1%	0.1%	1.9%	12.4%	39.0%
令和3年度	10.1%	8.0%	1.0%	3.4%	16.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.9%	1.4%	1.1%	0.1%	2.4%	12.0%	41.6%
令和4年度	11.1%	8.5%	1.2%	3.0%	17.9%	1.6%	0.4%	0.2%	1.5%	2.0%	1.3%	0.1%	2.6%	12.1%	36.5%
令和5年度	11.5%	9.7%	1.1%	3.1%	23.4%	1.6%	0.4%	0.3%	1.1%	3.9%	1.1%	0.1%	2.6%	13.2%	26.9%

ウ 紹介先

令和5年度に犯罪被害者支援ダイヤルで受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、法テラス地方事務所が最も高く45.5%を占めている。これは犯罪の被害にあわれた方やその御家族などにとってアクセスしやすい地方事務所を紹介し、その地方事務所において各種援助制度の案内や弁護士紹介などを行っているためである。次いで弁護士会が35.5%を占めるが、これは各地方の弁護士会で行う法律相談を案内することが多いためである。その他、DV被害に関して配偶者暴力相談支援センター、パワハラ・セクハラ等被害に関して労働問題相談機関・団体など法的支援以外の支援が必要な場合には、被害内容に応じた相談窓口の紹介を行っている。

資料5-8

令和5年度犯罪被害者支援ダイヤル紹介先関係機関内訳

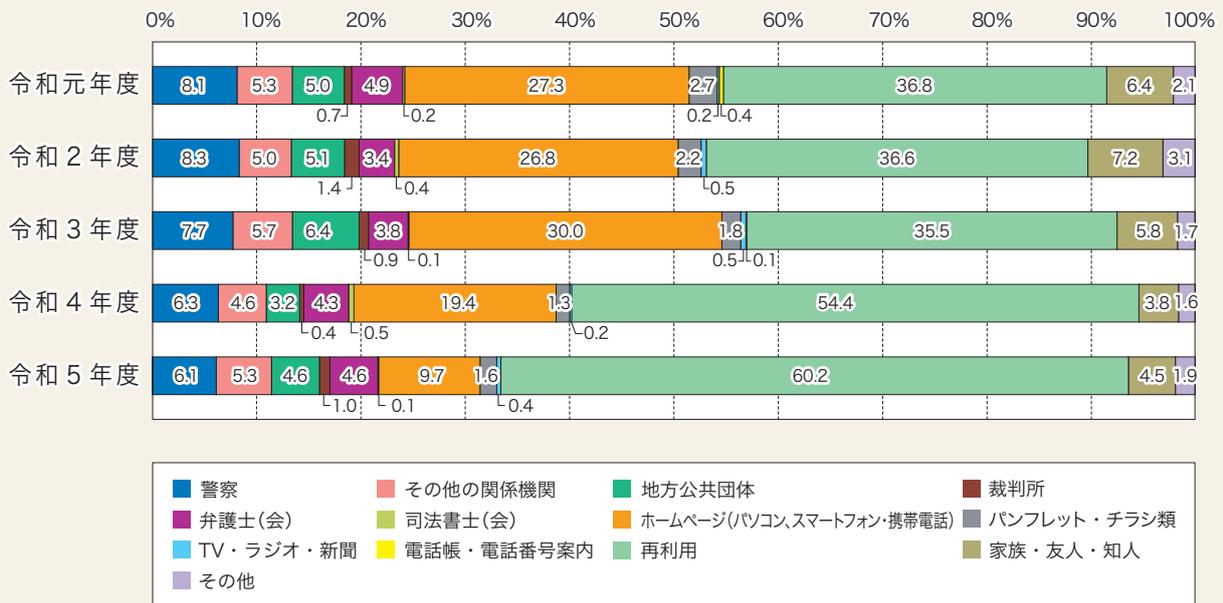


工 認知媒体

令和5年度の犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体^(注)の内訳は、資料5-9のとおりである。
 再利用割合が増加した要因としては、犯罪被害者支援ダイヤルをフリーダイヤル化したことが考えられる。次いでホームページが高い割合を占めている。

(注) 認知媒体：利用者が法テラスを知った媒体のこと。

資料5-9 犯罪被害者支援ダイヤルにおける認知媒体内訳の推移



(2) 地方事務所

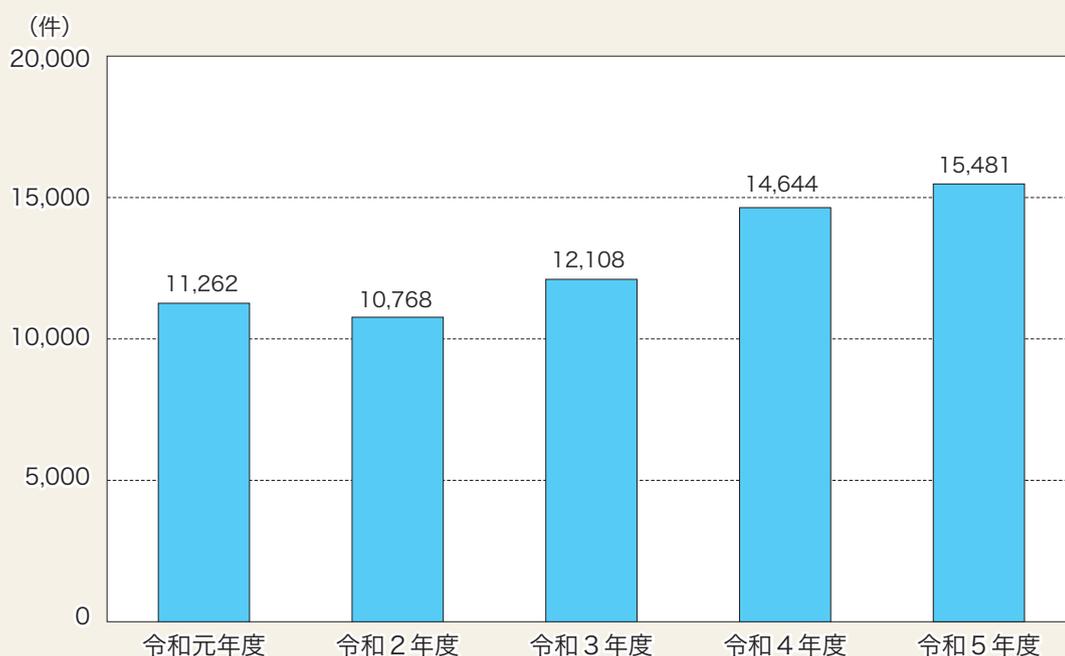
全国の地方事務所では、犯罪被害者支援ダイヤルと同様の情報提供を電話及び面談により行うほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、DV等被害者法律相談援助業務及び被害者国選弁護関連業務における指名通知を行っている。

ア 問合せ件数

地方事務所における問合せ件数は、資料5-10のとおりである。地方事務所ごとに広報活動を工夫するとともに、関係機関との連携を通じて業務内容の周知に取り組んでいる。

近年の問合せ件数は、新型コロナウイルス感染症による行動制限や対面業務の縮小などの影響を受けて伸び悩んでいたが、令和5年度は、犯罪被害者支援ダイヤルのフリーダイヤル移行に伴う認知度向上、及び新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行などの要因で、コロナ禍以前の水準まで増加した。

資料 5-10 地方事務所問合せ件数の推移



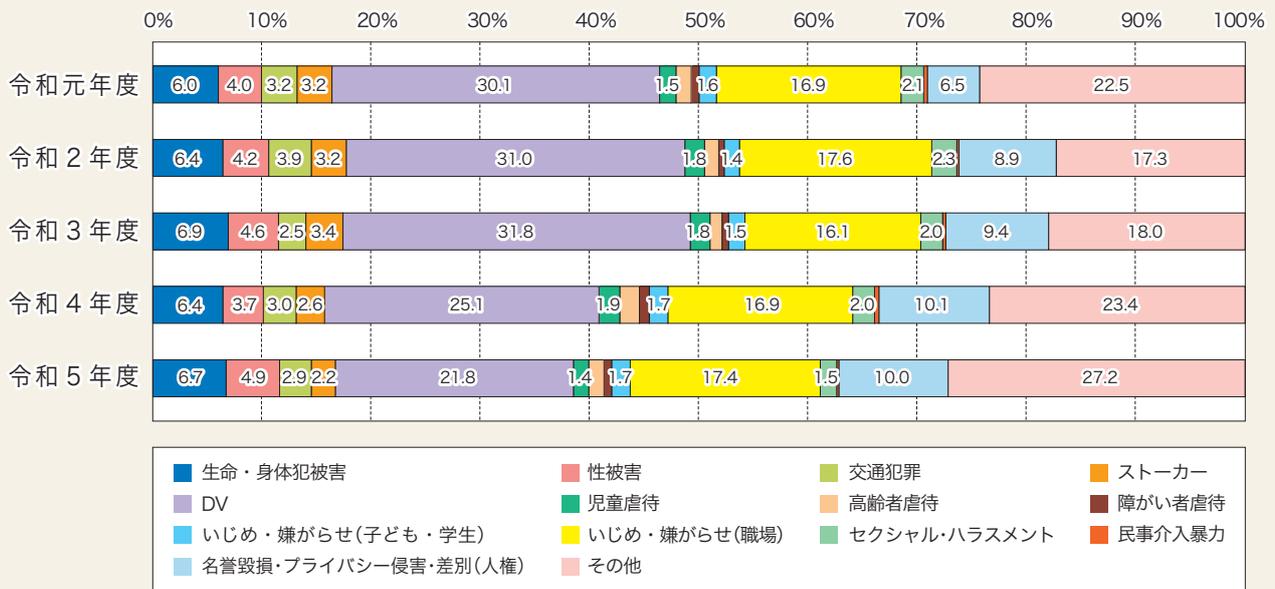
【参考】 業務開始(平成18年10月)～令和5年度末の問合せ件数(累計)

地方事務所 (件数)	223,798 件
------------	-----------

イ 問合せ内容

令和5年度の問合せ分野別内訳は、資料5-11のとおりである。DVに関する問合せの割合が依然として高く、全体の21.8%を占め、次いでいじめ・嫌がらせ（職場）と続いている。

資料5-11 地方事務所問合せ分野別内訳の推移

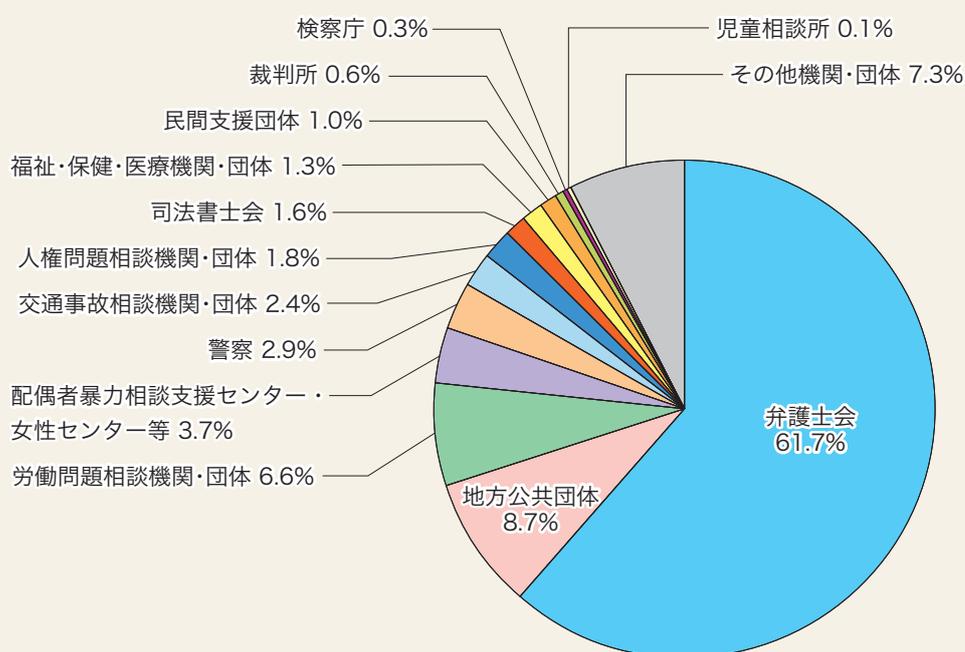


被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待	障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他
令和元年度	6.0%	4.0%	3.2%	3.2%	30.1%	1.5%	1.4%	0.7%	1.6%	16.9%	2.1%	0.3%	6.5%	22.5%
令和2年度	6.4%	4.2%	3.9%	3.2%	31.0%	1.8%	1.3%	0.5%	1.4%	17.6%	2.3%	0.2%	8.9%	17.3%
令和3年度	6.9%	4.6%	2.5%	3.4%	31.8%	1.8%	1.1%	0.6%	1.5%	16.1%	2.0%	0.3%	9.4%	18.0%
令和4年度	6.4%	3.7%	3.0%	2.6%	25.1%	1.9%	1.8%	0.9%	1.7%	16.9%	2.0%	0.4%	10.1%	23.4%
令和5年度	6.7%	4.9%	2.9%	2.2%	21.8%	1.4%	1.4%	0.7%	1.7%	17.4%	1.5%	0.2%	10.0%	27.2%

ウ 紹介先

令和5年度に地方事務所で受け付けた問合せに対する紹介先の割合は、弁護士会が61.7%と最も高く、過半数を占めている。これは、地方事務所で行う相談以外に各地の弁護士会の相談を利用するケースが多いためである。次いで地方公共団体が8.7%、労働問題相談機関・団体が6.6%と高い割合になった。

資料5-12 令和5年度地方事務所紹介先関係機関内訳



エ 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介業務

法テラスでは、犯罪の被害について弁護士に相談をしたくてもその接点がない方のために、個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っている。

(ア) 弁護士数

弁護士会から推薦を受けた犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の数は、令和6年4月1日現在で4,019名となった。今後も日本弁護士連合会や各地の弁護士会との連携により、弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-13 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

資料 5-14 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移（地方事務所別）

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
札幌	217	218	215	230	232	愛知	156	160	157	152	153
函館	35	32	33	33	34	三重	41	44	44	38	38
旭川	14	15	15	15	15	滋賀	33	31	35	35	34
釧路	32	32	32	33	34	京都	209	215	214	209	202
青森	26	25	25	27	24	大阪	222	223	232	268	295
岩手	25	25	24	24	30	兵庫	126	157	189	192	189
宮城	55	56	60	71	74	奈良	30	32	32	33	27
秋田	37	35	35	34	33	和歌山	42	42	45	44	44
山形	61	60	59	58	57	鳥取	23	21	21	21	21
福島	47	44	44	45	47	島根	24	25	25	28	27
茨城	75	75	79	81	78	岡山	36	42	43	45	44
栃木	57	58	56	58	58	広島	45	44	44	44	43
群馬	43	43	51	51	55	山口	36	39	36	36	44
埼玉	43	45	48	47	46	徳島	42	41	41	28	28
千葉	80	101	109	84	108	香川	39	44	44	48	51
東京	385	404	413	420	431	愛媛	64	63	31	42	41
神奈川	211	214	218	209	197	高知	33	38	37	36	40
新潟	88	88	89	91	92	福岡	270	277	270	264	258
富山	30	31	31	31	31	佐賀	51	50	49	49	49
石川	42	28	37	38	41	長崎	57	55	56	56	57
福井	45	45	47	46	50	熊本	41	41	40	57	56
山梨	35	35	35	35	39	大分	62	61	64	63	64
長野	159	159	160	162	165	宮崎	29	30	32	32	26
岐阜	40	40	40	39	40	鹿児島	46	42	41	37	34
静岡	79	80	84	84	84	沖縄	63	64	64	60	59
合計	3,781	3,869	3,925	3,963	4,019						

(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 上記弁護士数には、常勤弁護士を含む。

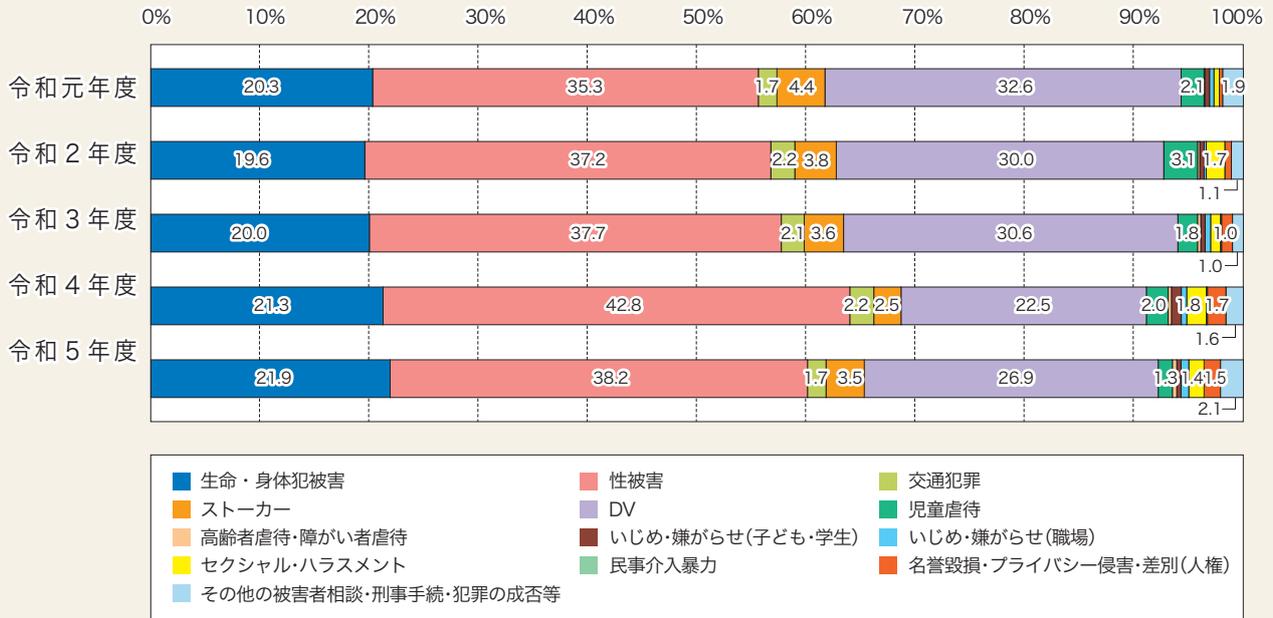
(イ) 弁護士紹介件数

令和5年度の弁護士紹介件数は2,516件であった。被害者の様々なニーズに対応するため、今後も全国で弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図っていかなければならない。弁護士を紹介した案件の主な被害種別は、性被害、DV、生命・身体犯被害の順に多く、これらの被害種別で全体の87.0%を占めている。

資料 5-15 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介件数の推移



資料5-16 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士紹介案件の被害種別内訳の推移



被害種別	生命・身体犯被害	性被害	交通犯罪	ストーカー	DV	児童虐待	高齢者虐待・障がい者虐待	いじめ・嫌がらせ(子ども・学生)	いじめ・嫌がらせ(職場)	セクシャル・ハラスメント	民事介入暴力	名誉毀損・プライバシー侵害・差別(人権)	その他の被害者相談・刑事手続・犯罪の成否等
令和元年度	20.3%	35.3%	1.7%	4.4%	32.6%	2.1%	0.1%	0.4%	0.4%	0.5%	0.0%	0.3%	1.9%
令和2年度	19.6%	37.2%	2.2%	3.8%	30.0%	3.1%	0.2%	0.4%	0.2%	1.7%	0.0%	0.6%	1.1%
令和3年度	20.0%	37.7%	2.1%	3.6%	30.6%	1.8%	0.3%	0.4%	0.5%	0.9%	0.1%	1.0%	1.0%
令和4年度	21.3%	42.8%	2.2%	2.5%	22.5%	2.0%	0.3%	0.9%	0.5%	1.8%	0.1%	1.7%	1.6%
令和5年度	21.9%	38.2%	1.7%	3.5%	26.9%	1.3%	0.4%	0.4%	0.7%	1.4%	0.0%	1.5%	2.1%

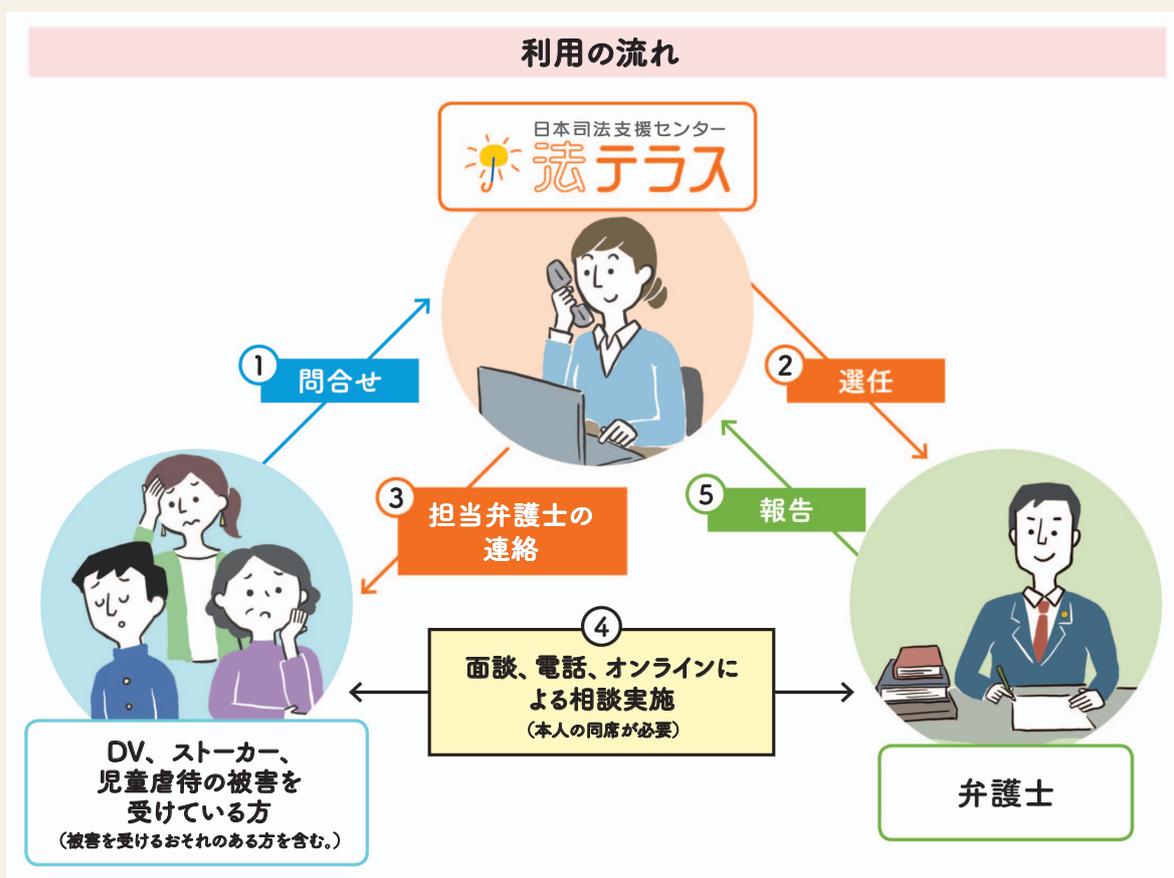
5-4 DV等被害者法律相談援助業務

法テラスでは、DV、ストーカー及び児童虐待の被害を受けている方（犯罪を受けるおそれのある方を含む。）を対象に、「DV等被害者法律相談援助」を実施している。

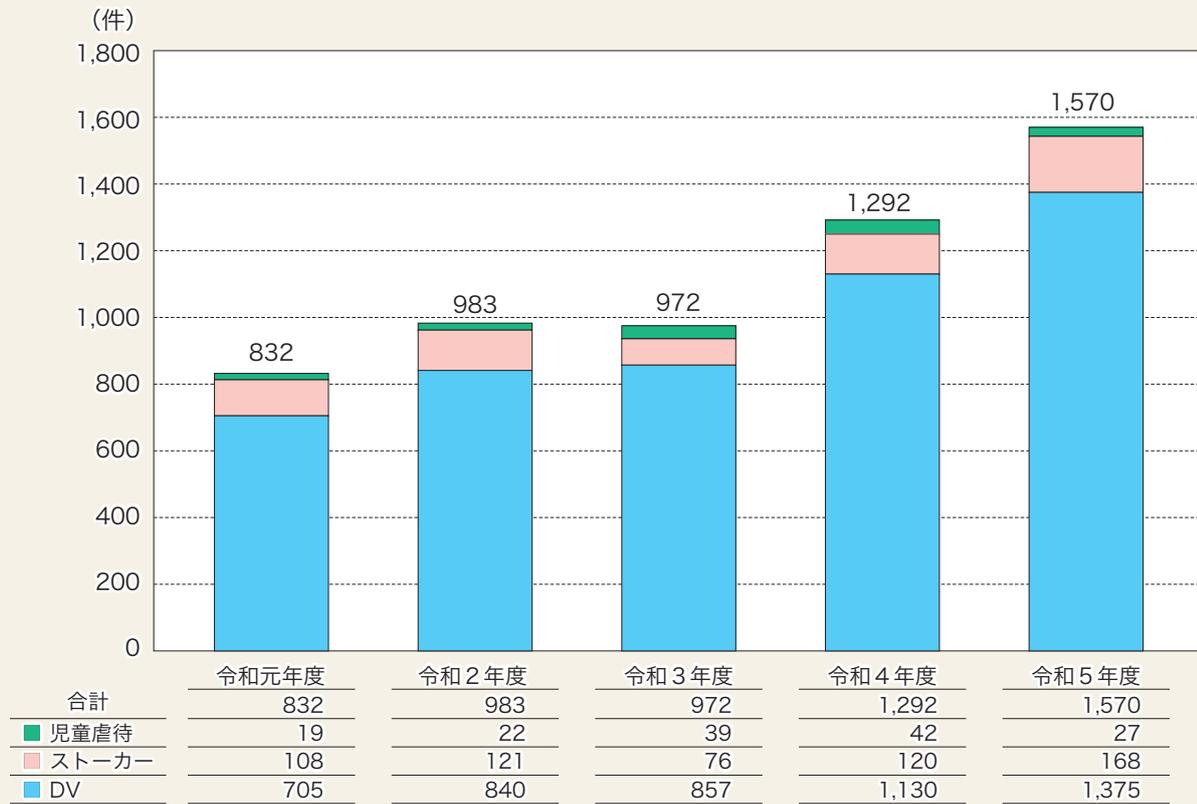
この業務は、事案の特殊性から速やかに弁護士へつないで法律相談を実施することを目指しており、対象者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要であれば刑事・民事を問わず相談を実施できることなどを特徴としている（ただし、対象者が一定の基準を超える資産を有する場合、法律相談料は対象者の負担となる。）。

資料5-17は、制度利用の流れを説明したものであり、年度別援助件数の推移は、資料5-18のとおりである。令和5年度は、前年度比で約1.2倍の1,570件と制度開始以来最多となった。事件類型別の割合は、DVが全体の87.6%を占め、次いでストーカーが10.7%、児童虐待が1.7%であった。

資料 5-17 DV等被害者法律相談援助制度利用の流れ



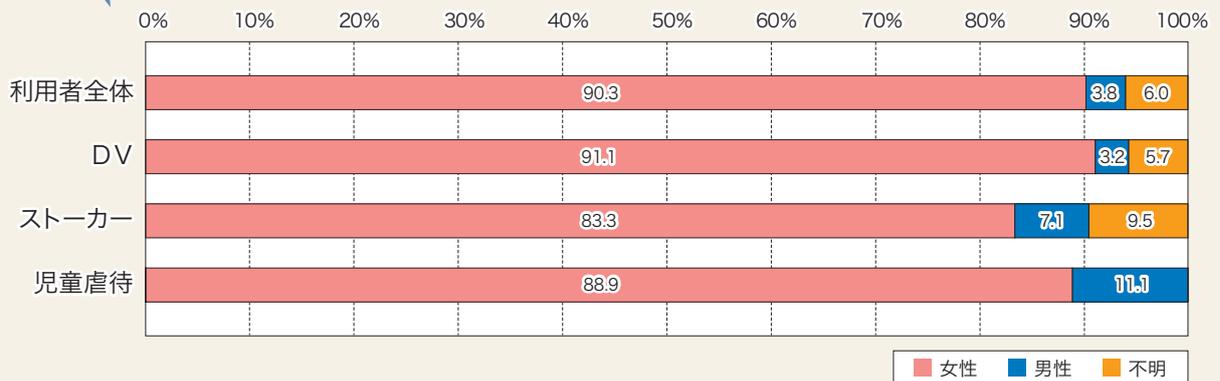
資料 5-18 DV等被害者法律相談援助件数の推移



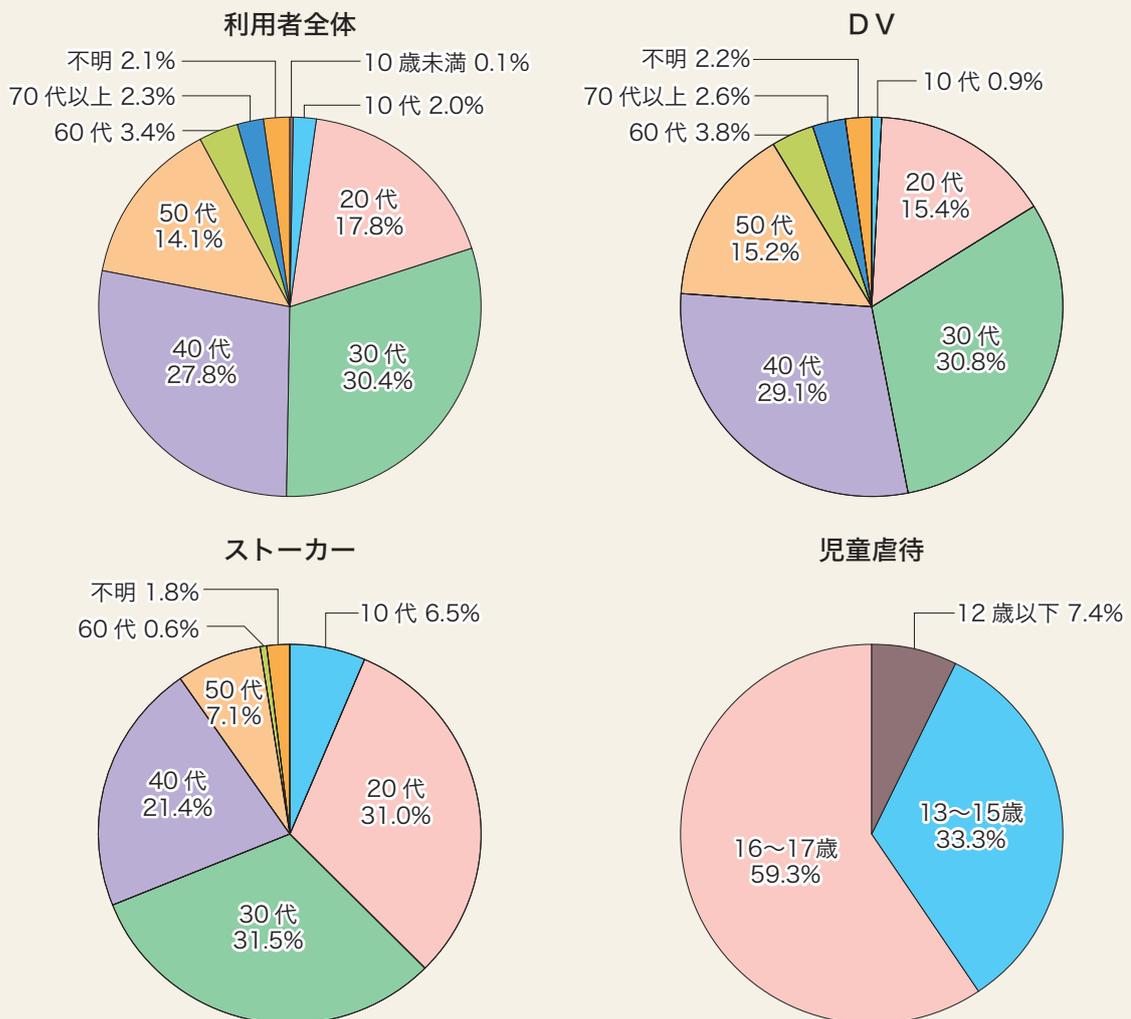
(注) 「令和4年度版法テラス白書」において、令和2年度の数値に誤りがあった。正しくは本資料のとおり。

利用者の性別・年代の内訳は、資料5-19及び資料5-20のとおりである。女性利用者が大きな割合を占めているが、男性利用者も一定数見られた。利用者全体を年代別に見ると、30代が30.4%と最も多く、20代から40代が全体の76.0%を占めた。

資料5-19 令和5年度DV等被害者法律相談援助利用者の性別



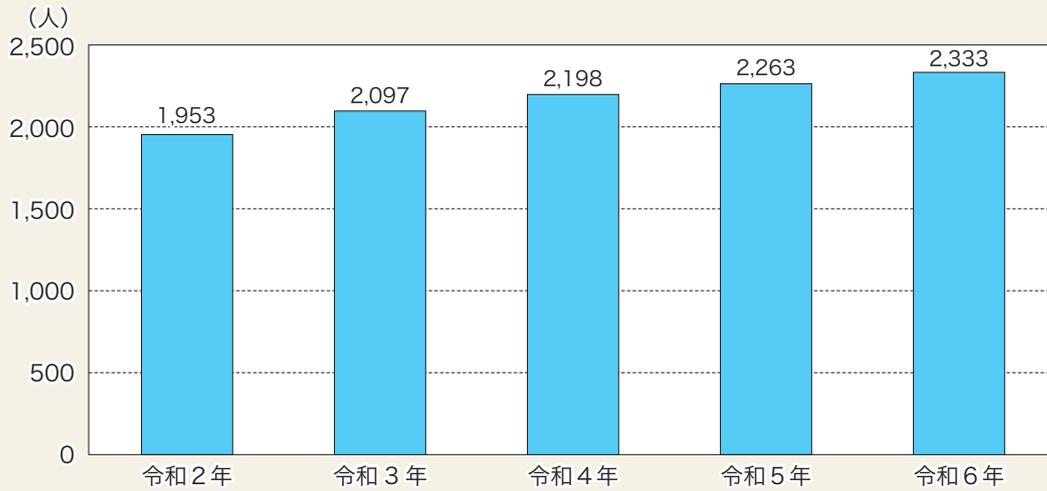
資料5-20 令和5年度DV等被害者法律相談援助利用者の年代



DV等被害者援助弁護士数の推移は、資料5-21のとおりである。令和6年4月1日現在で前年度より70名増加の2,333名となった。

地方事務所別のDV等被害者援助弁護士数は、資料5-22のとおりである。

資料 5-21 DV等被害者援助弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-22 DV等被害者援助弁護士数の推移(地方事務所別)

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
札幌	97	100	104	109	109	愛知	86	86	86	85	86
函館	16	18	18	19	22	三重	14	14	14	15	16
旭川	24	25	23	21	20	滋賀	21	21	21	20	20
釧路	34	35	35	36	38	京都	34	42	43	44	45
青森	21	22	22	22	21	大阪	68	71	77	84	86
岩手	30	30	28	28	30	兵庫	32	36	39	43	46
宮城	48	48	49	49	49	奈良	38	43	45	50	51
秋田	11	11	11	12	12	和歌山	29	30	34	34	33
山形	40	39	38	39	38	鳥取	17	22	24	24	24
福島	40	38	40	39	41	島根	12	15	15	16	16
茨城	36	37	38	37	36	岡山	40	41	42	40	40
栃木	11	11	12	12	12	広島	23	24	25	25	29
群馬	27	27	28	27	34	山口	29	29	29	29	30
埼玉	55	55	58	63	67	徳島	21	21	22	23	23
千葉	46	47	46	48	61	香川	23	27	27	30	30
東京	284	289	306	320	324	愛媛	17	18	18	21	21
神奈川	74	93	111	124	132	高知	17	19	19	19	17
新潟	34	43	50	59	67	福岡	93	115	123	119	120
富山	19	21	21	20	21	佐賀	30	29	28	28	29
石川	52	54	63	62	61	長崎	44	46	48	48	49
福井	30	30	32	31	30	熊本	34	33	33	32	33
山梨	31	31	31	30	30	大分	47	47	59	60	60
長野	32	32	31	31	32	宮崎	17	17	18	18	21
岐阜	23	23	23	23	23	鹿児島	8	18	15	15	17
静岡	31	60	59	59	60	沖縄	13	14	17	21	21
合計	1,953	2,097	2,198	2,263	2,333						

(注1) いずれも4月1日現在

(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

5-5 被害者国選弁護関連業務

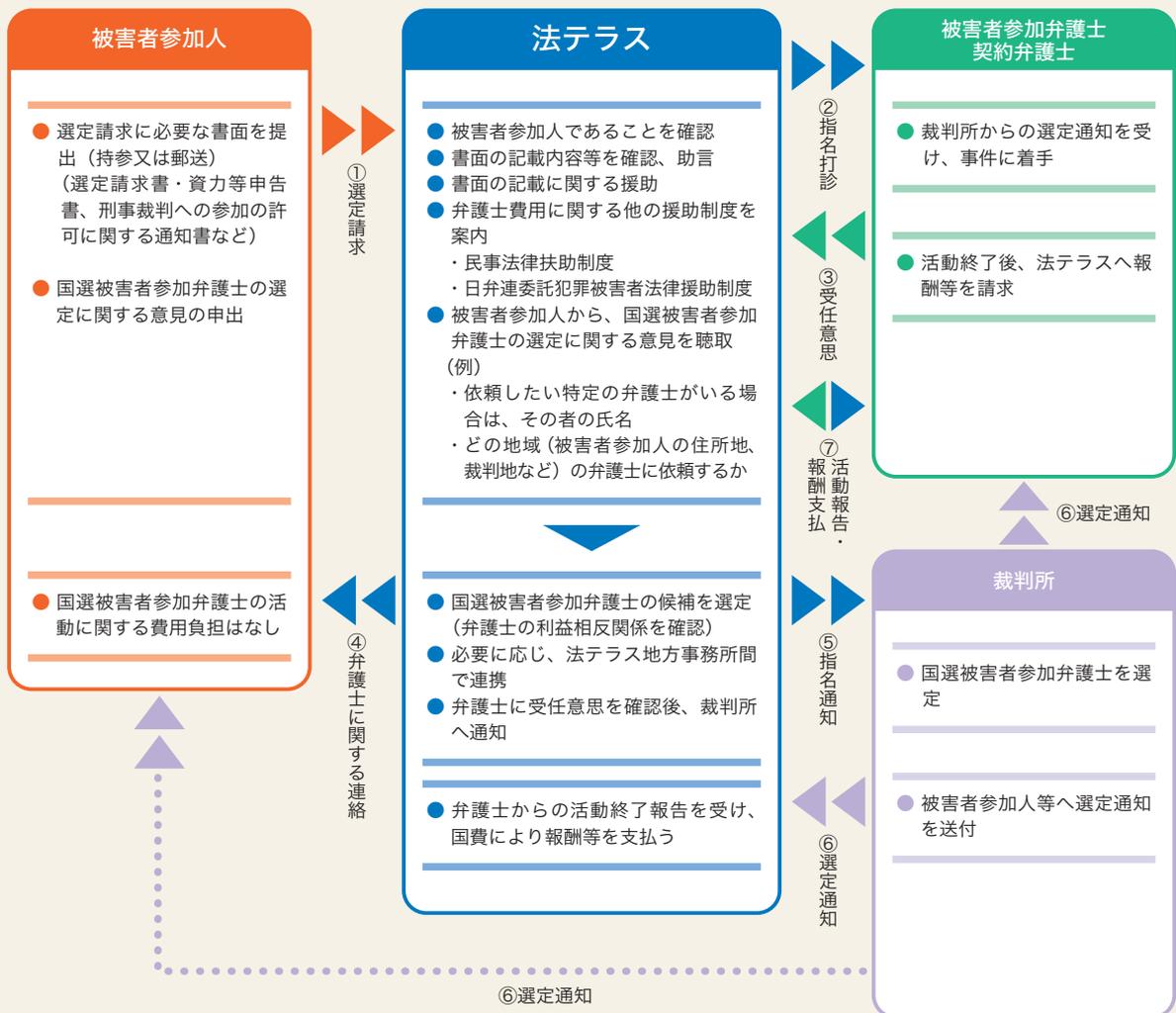
(1) 被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の概要

被害者参加制度とは、一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を受けて公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度である。一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②不同意わいせつ・不同意性交等（令和5年7月の改正刑法施行以前における罪名は強制わいせつ・強制性交等）等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を許可された被害者等（被害者参加人）が、経済的に余裕がない場合でも弁護士による援助を受けられるように、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

法テラスでは、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人からの選定請求の受付及び意見聴取、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。

資料 5-23 国選被害者参加弁護士の選定請求手続の流れ



(2) 被害者国選弁護関連業務の実施状況

ア 被害者参加弁護士契約弁護士

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は、令和6年4月1日現在で前年度より81名増加の5,837名となった。

被害者参加人のための国選弁護制度の円滑な実施のために、今後も日本弁護士連合会や各弁護士会との連携のもと契約弁護士確保の取組を進めていく。

資料 5-24 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移



(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

資料 5-25 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移（地方事務所別）

地方事務所名	人数					地方事務所名	人数				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
札幌	235	236	233	252	255	愛知	183	184	181	189	191
函館	35	35	35	35	35	三重	57	60	60	60	56
旭川	57	58	58	56	55	滋賀	43	41	44	48	49
釧路	51	51	51	53	51	京都	186	198	199	197	197
青森	27	29	31	32	30	大阪	276	297	312	333	340
岩手	37	37	35	36	38	兵庫	156	162	174	178	180
宮城	100	102	104	111	117	奈良	80	85	86	90	91
秋田	26	25	25	26	26	和歌山	56	60	58	57	57
山形	56	54	54	56	55	鳥取	39	37	37	37	38
福島	54	50	50	50	53	鳥根	42	42	40	42	43
茨城	144	146	144	142	149	岡山	77	85	86	90	93
栃木	82	82	82	85	84	広島	154	156	166	167	167
群馬	75	78	82	83	91	山口	99	105	98	97	99
埼玉	89	88	90	92	97	徳島	50	50	49	48	49
千葉	252	251	248	249	251	香川	38	43	42	46	46
東京	752	780	804	821	837	愛媛	48	47	43	46	46
神奈川	261	269	275	280	283	高知	48	50	54	56	54
新潟	120	120	119	125	123	福岡	301	314	316	312	316
富山	36	40	40	40	40	佐賀	71	71	70	71	77
石川	58	55	52	51	51	長崎	89	92	92	92	94
福井	59	60	61	62	61	熊本	130	132	131	130	128
山梨	43	44	44	44	44	大分	73	72	77	78	80
長野	145	146	148	154	154	宮崎	92	90	91	93	94
岐阜	37	37	37	37	39	鹿児島	54	45	41	41	40
静岡	114	115	118	118	122	沖縄	53	64	64	68	71
						合計	5,440	5,570	5,631	5,756	5,837

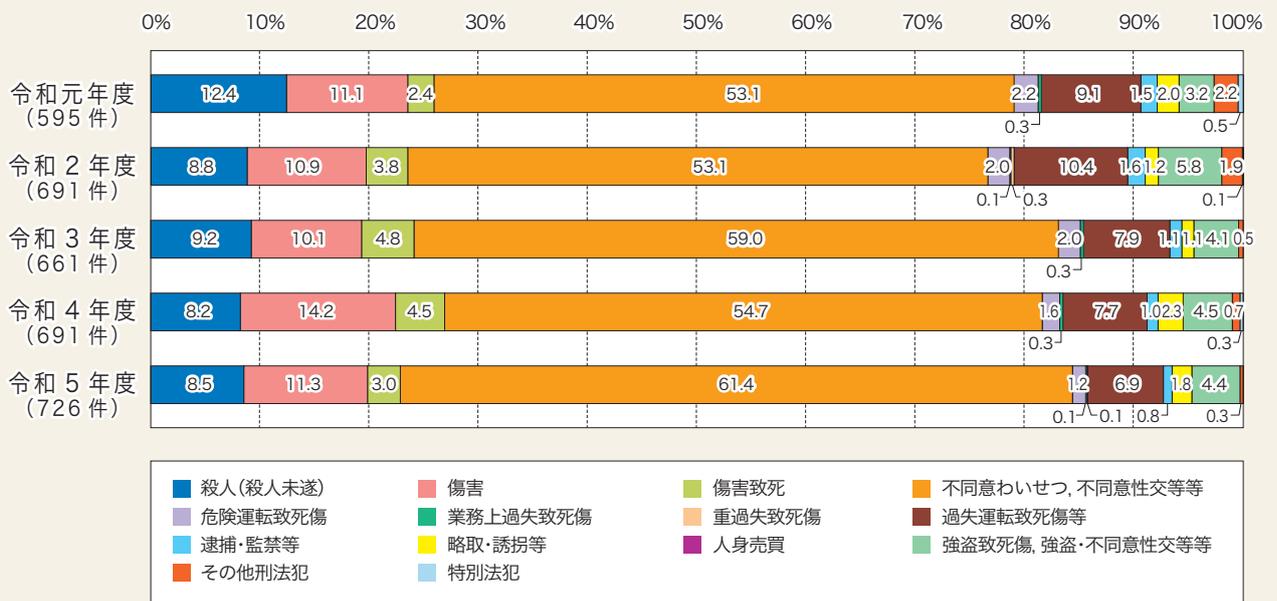
(注1) いずれも4月1日現在
(注2) 契約弁護士数に常勤弁護士は含まない。

イ 選定請求状況

令和5年度は726件の選定請求を受け、制度が施行された平成20年12月から令和6年3月までに受け付けた選定請求は累計7,474件となった。

過去5年間の罪名内訳をみると、例年不同意わいせつ・不同意性交等等の罪の割合が最も高く、令和5年度においても61.4%と全体の半数を超えている。

資料5-26 選定請求件数及び罪名内訳の推移



被害種別	殺人(殺人未遂)	傷害	傷害致死	不同意わいせつ, 不同意性交等等	危険運転致死傷	業務上過失致死傷	重過失致死傷	過失運転致死傷等	逮捕・監禁等	略取・誘拐等	人身売買	強盗致死傷, 強盗・不同意性交等等	その他刑法犯	特別法犯
令和元年度 (595件)	12.4%	11.1%	2.4%	53.1%	2.2%	0.3%	0.0%	9.1%	1.5%	2.0%	0.0%	3.2%	2.2%	0.5%
令和2年度 (691件)	8.8%	10.9%	3.8%	53.1%	2.0%	0.1%	0.3%	10.4%	1.6%	1.2%	0.0%	5.8%	1.9%	0.1%
令和3年度 (661件)	9.2%	10.1%	4.8%	59.0%	2.0%	0.3%	0.0%	7.9%	1.1%	1.1%	0.0%	4.1%	0.5%	0.0%
令和4年度 (691件)	8.2%	14.2%	4.5%	54.7%	1.6%	0.3%	0.0%	7.7%	1.0%	2.3%	0.0%	4.5%	0.7%	0.3%
令和5年度 (726件)	8.5%	11.3%	3.0%	61.4%	1.2%	0.1%	0.1%	6.9%	0.8%	1.8%	0.0%	4.4%	0.3%	0.0%

資料5-27 通常第一審事件のうち被害者参加を許可された人員数と国選被害者参加弁護士への委託人員数(司法統計による)

	被害者参加を許可された人員数 ①	国選被害者参加弁護士への委託人員数 ②	国選被害者参加弁護士が付された割合 ②/①
令和5年	1,517	650	42.8%

5-6 被害者参加旅費等支給業務

(1) 被害者参加旅費等支給制度の概要

被害者参加旅費等支給制度とは、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者等に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的に支援する制度である。資力等にかかわらず、全ての被害者参加人が支給を受けることができる。法テラスでは、旅費等の算定及び送金業務などを行っている。

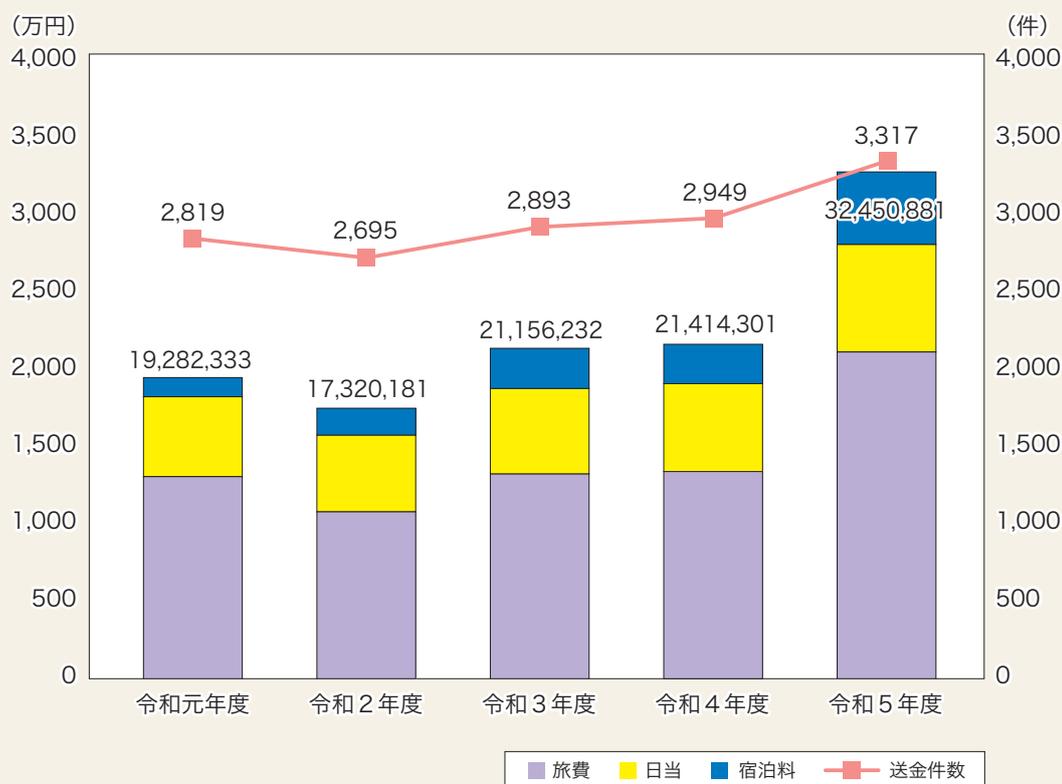
資料 5-28 被害者参加旅費等の支給の流れ



(2) 被害者参加旅費等支給業務の実績

令和5年度は被害者参加人から3,303件の請求を受け、計3245万881円の旅費等を送金した。今後も裁判所等と連携して、迅速な旅費等の支給に努める。

資料 5-29 被害者参加旅費等支給業務実績の推移



	請求 件数	送金							
		送金		旅費		日当		宿泊料	
		件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
令和元年度	2,818	2,819	19,282,333	2,760	12,936,633	2,761	5,119,200	74	1,226,500
令和2年度	2,758	2,695	17,320,181	2,573	10,683,981	2,630	4,918,100	118	1,718,100
令和3年度	2,977	2,893	21,156,232	2,831	13,106,232	2,816	5,480,800	131	2,569,200
令和4年度	2,816	2,949	21,414,301	2,870	13,263,301	2,875	5,631,200	149	2,519,800
令和5年度	3,303	3,317	32,450,881	3,205	20,919,161	3,259	6,894,900	240	4,636,820
計	14,672	14,673	111,623,928	14,239	70,909,308	14,341	28,044,200	712	12,670,420